

議案第 18 号

北本市立保育所設置及び管理条例の一部改正について

北本市立保育所設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 24 年 2 月 20 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市立保育所設置及び管理条例（昭和 45 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表北本市立東保育所の項を削り、同表に次のように加える。

北本市立東保育所	北本市本宿 7 丁目 80 番地 1	120 名
----------	--------------------	-------

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

議案第18号参考資料

北本市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行			改 正 案		
(名称、位置及び定員) 第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び定員) 第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	定 員	名 称	位 置	定 員
北本市立中央保育所	北本市本町3丁目 52番地	100名	北本市立中央保育所	北本市本町3丁目 52番地	100名
北本市立東保育所	北本市本宿7丁目 <u>66番地</u>	<u>90名</u>	北本市立栄保育所	北本市石戸6丁目 14番地	120名
北本市立栄保育所	北本市石戸6丁目 14番地	120名	北本市立深井保育所	北本市深井4丁目 2番地	90名
北本市立深井保育所	北本市深井4丁目 2番地	90名	<u>北本市立東保育所</u>	<u>北本市本宿7丁目 80番地1</u>	<u>120名</u>